**セーフティネット保証５号認定（ハ:利益率要件）について**

令和6年12月～～

**１．対象者**

 (ハ)指定業種に属する事業を行っており、為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率の減少が生じている中小企業者。なお、単純な役員報酬の増加等、外的要因によらない費用の増加については対象外。

　　※指定業種についてはあらかじめ中小企業庁のホームページで確認して下さい。

**２．利益率の要件の考え方**利益率とは…売上高営業利益率です。

|  |  |
| --- | --- |
| 利益率の推移 | 対象の適否 |
| プラスからプラス | 減少率が２０％以上で対象 |
| プラスからマイナス | 全て対象 |
| ゼロからマイナス | 全て対象 |
| マイナスからマイナス | 減少率が２０％以上で対象 |
| マイナスからプラス | 全て対象外 |

法人の場合：(営業利益)/(売上高)

個人の場合：(売上-売上原価-経費)/売上

**３．申請パターンと要件**

|  |  |
| --- | --- |
| **申請パターン** | **要件** |
| 営んでいる業種が指定業種の単一業者**→５号（ハ）①** | ・最近３か月間の企業全体の月平均売上高営業利益率の減少率が上記表の条件を満たすこと |
| 営んでいる業種が兼業者（全て指定業種）である場合**→５号（ハ）①** | ・最近３か月間の企業全体の月平均売上高営業利益率の減少率が上記表の条件を満たすこと |
| 営んでいる業種が兼業者（指定業種と非指定業者）である場合**→５号（ハ）②** | **（か）**最近３か月の指定業種の売上高等が企業全体の売上高等の５％以上を占めており、最近３か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して２０％以上減少していること。 |

**３．認定申請に必要な書類　※豊橋市ホームページよりダウンロードしてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 共　通 | 認定申請書　※市所定様式①～②のいずれか |
| 売上高利益率明細表　※市所定様式①～②のいずれか |
| 委任状（金融機関持込みの場合） |
| 法　人 | 法人事業概況説明書の写し（直近１期分） |
| 個　人 | 確定申告書一式の写し（直近１期分） |

　　※必要に応じて、上記以外の書類（事業内容が分かる資料など）の提出をお願いすることがあります。

＜お問い合わせ先＞

豊橋市産業部商工業振興課　経営サポートグループ

ＴＥＬ：（０５３２）５１－２４３２

ＦＡＸ：（０５３２）５５－９０９０